議案第49号

世田谷区立教育センター条例施行規則の改正をする規則(全部改正)

上記の議案を提出する。

令和3年12月7日

(提出者) 世田谷区教育委員会 教育長 渡部 理枝

(提案説明)

世田谷区立教育総合センターの開設に伴い世田谷区立教育センター条例施行規則を改正する必要が生じたため、本案を提出する。

世田谷区立教育総合センター条例施行規則

世田谷区立教育センター条例施行規則(昭和63年7月世田谷区教育委員会規則第7号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、世田谷区立教育総合センター条例(昭和63年3月世田谷区条 例第24号)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(休館日)

- 第2条 世田谷区立教育総合センター(以下「教育総合センター」という。)の休館 日は、次に掲げる日とする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会(以下「教育委員会」という。) が必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は変更することができる。 (開館時間)
- 第3条 教育総合センターの開館時間は、事業を実施するために使用する場合を除き、 午前9時から午後5時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めたときは、臨時に開館 時間を変更することができる。

(委任)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、令和3年12月20日から施行する。